



町からみなさんへの大切なお知らせです。



第16回

川俣シャモまつり in 川俣

川俣シャモの美味しさを存分に味わえる川俣シャモまつりを開催します。川俣シャモの丸焼き・焼き鳥、ラーメン、親子丼などの絶品料理を堪能できます。また、ステージイベントでは、シンガーソングライターのMANAMIさん、有名ダンススタジオ ViVid さんなど多くの出演者が会場を熱く盛り上げます！

8月25日(土)・26日(日) 1日目 . 10:00 ~ 20:00
2日目 . 9:00 ~ 15:00

〔場所〕川俣中央公民館裏 特設会場

【開催予定のイベント】

- ・世界一長い川俣シャモの丸焼き
- ・シャモ料理の早食い競争
- ・玉ひで親子丼抽選会
- ・ミニ大福まき
- ・各種イベント、コンサートなど



【ボランティアスタッフ募集】

川俣シャモまつり運営に係る、会場設営や会場清掃作業なども行います。

募集人数：男女問わず5名 ※昼食支給、ささやかなお礼もあります！

申し込み：川俣シャモまつり実行員会事務局（産業課商工交流係内）内線 1505 まで



※荒天時は中止

広告かわまた PR

広告掲載

- 広告は広告主の責任により掲載しています。詳細は広告主までお問い合わせください。 -



行政

木造住宅耐震診断希望者募集

問 建設 水道課 管理係 (内線 1602)

町内に住宅を所有し耐震診断を希望する方へ、耐震診断者を派遣します。

■募集戸数

2 戸 (窓口受付順)

■対象住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅

■個人負担

住宅の規模により、6,000 円から 9,000 円の自己負担があります。

※通常調査には約 15 万円の費用が掛かりますが、そのほとんどを国県町が負担となります。

■成果品

耐震診断結果、補強計画および住宅平面図

※結果によっては、耐震改修補助金制度を利用することができます。税、その他の使用料などの未納がないこと。

平成 30 年度 敬老祝金給付金について

問 保健福祉課 地域福祉係 (内線 1404)

4 月の町広報紙と一緒に配布した「平成 30 年度川俣町のわかりやすい予算」15 ページに記載の「敬老祝金」については、6 月議会の結果を踏まえ、昨年までと同様の下記給付内容に変更いたします。

■対象者

平成 30 年 9 月 15 日現在、満 85 歳以上の方で川俣町に住所を有している方、本町に引き続き 1 年以上居住している方

■敬老祝金額 (年齢はいずれも満年齢)

年 齢	金 額
85 歳以上 89 歳の方 (昭和 8 年 9 月 16 日～ 昭和 3 年 9 月 17 日生)	5,000 円
90 歳以上の方 (昭和 3 年 9 月 16 日以前に生れた方)	10,000 円

■敬老祝金給付の仕方

平成 30 年 9 月 15 日以降に民生委員が担当地区の対象者を訪問し、お渡しします。

敬老祝金の受取には受領印をいただくこととなりますので、印鑑をご用意ください。

ご質問がある場合は、上記担当係までお問い合わせください。

高額療養費の上限額が変わります

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405)

平成 30 年 8 月から、70 歳以上の方の上限額が下表のように変更になります。

【平成 30 年 7 月まで】

適用区分	ひと月の上限額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)
課税所得 690 万円以上の方	57,600 円	80,100+ (医療費 -267,000 円) × 1% (多数回 44,400 円※)
課税所得 380 万円以上 690 万円未満の方		
課税所得 145 万円以上 380 万円未満		
一般 (課税所得 145 万円未満の方)	14,000 円 (年間上限 14 万 4 千円)	57,600 円 (多数回 44,400 円※)
低所得 II (住民税非課税世帯)	8,000 円	24,600 円
低所得 I (住民税非課税世帯※年金収入 80 万円以下など)		15,000 円

【平成 30 年 8 月から】

適用区分	ひと月の上限額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)
課税所得 690 万円以上の方	252,600+ (医療費 -842,000 円) × 1% (多数回 140,100 円※)	
課税所得 380 万円以上 690 万円未満の方	167,400+ (医療費 -558,000 円) × 1% (多数回 93,000 円※)	
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100+ (医療費 -267,000 円) × 1% (多数回 44,400 円※)	
一般 (課税所得 145 万円未満の方)	18,000 円 (年間上限 14 万 4 千円)	57,600 円 (多数回 44,400 円※)
低所得 II (住民税非課税世帯)	8,000 円	24,600 円
低所得 I (住民税非課税世帯※年金収入 80 万円以下など)		15,000 円

※過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。